

安心してご利用いただくために ～保険金のお支払いについての大切なお知らせ～

当社の保険を安心してご利用いただくために、保険金の令和6年度の支払実績とともに保険金支払いの対象とならないケースについて、事前にご案内させていただきます。ご参考としていただければ幸いです。

1. 令和6年度の保険金お支払い実績

令和6年度における保険金請求への対応状況は以下の通りです

○保険金請求件数	: 288 件
○お支払い完了	: 281 件 (97.6%)
○約款で定められた支払期間を超えた件数	: 7 件 (2.4%)
○お支払いに至らなかった件数	: 7 件 (2.4%)
○保険金書類受領後の平均支払日数	: 8 日

2. 保険金がお支払いに至らなかったケース

保険金のお支払いについては、保険契約に定められた普通保険約款に基づき、慎重に判断しております。ここでは、お支払いの対象とならない主なケースについて、事前にご案内いたしますので、ご確認いただき安心してご利用ください。

1) 当社によくある保険金の対象とならない事故のケース

例：傷害入院通院保険金は、責任開始日前に発生した傷病は保険金支払いの対象になりません。

例：傷害入院保険金、傷害通院保険金、身の回り品損害費用保険金は、「不慮の事故によって身体に傷害が発生」することにより支払い対象となり、不慮の事故とはいえない場合、身体に傷害が発生したとはいえない場合は、保険金支払いの対象になりません。なお、不慮の事故は、CD-10(2003年版)準拠のうち「不慮の事故(V01-V99)」および「不慮の損傷のその他の外因(W00-X59)」に定められたものをさします。

例：警察が遭難と認定していない遭難は、保険金支払いの対象になりません。

例：警察が遭難認定されるも、お客様が負担する費用が発生しない場合は保険金支払いの対象になりません。

例：親子のための就学トラブル相談保険は、保険申込日から90日間の免責期間があり、また、いじめ、長期欠席等について学校、法務局、または警察等の公的機関に最初に相談する必要があります。

2) 保険契約の責任開始日前に発症・発生していたケース

例：契約開始前にすでに発症していた心筋梗塞において、医師の診断により責任開始日前の発症が推定されるものであれば、入院や死亡の保険金は支払い対象になりません。

3) 申込時の告知義務違反のケース

例：糖尿病を告知せず医療保険に契約を締結し、責任開始日後に糖尿病由来の腎不全で入院した場合は、告知義務違反に該当し、保険金支払い拒否・契約解除をすることがあります。

4) 故意・重大な過失による事故や疾病のケース

例：事故が起こることが予見されるアクティビティを十分な備えをしないまま、ケガを繰り返すといった場合は、故意・重大な過失として保険金支払い拒否・契約解除をすることがあります。

5) 犯罪行為、違法行為による事故のケース

例：無免許運転中の事故は、法令違反であるため、保険金支払い対象にはなりません。

6) 精神障害に関するケース

例：精神科・心療内科の入通院は、精神行動障害保険金支払後の精神行動障害通院保険金以外は対象にはなりません。

7) 保険金目的の事故のケース

例：保険金目当ての偽装事故は、詐欺と判断し、保険金支払いの対象にはなりませんし、刑事責任の対象となります。

3. 保険金のお支払いに至らない場合の対応について

保険金のお支払いに至らない可能性があるかと判断した際には、慎重を期すため、事実確認等を行うとともに、医師または弁護士等の専門家に確認を依頼し、必ず意見をいただいた上で、お支払いの可否を慎重に判断しております。